

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から52年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで
④ 昭和59年9月から61年3月まで

私は、国民年金被保険者資格を取得した昭和45年3月20日から国民年金に加入しており、その後国民年金保険料はずっと納付していたので、未納とされることは納得できない。また、私の申請免除期間は12か月しかなく私と妻は二人一緒に保険料の免除申請をしているので、期間が違うように記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、②の国民年金保険料については、申立人の妻の保険料が免除されている上、申立期間の当時居住していたA市においては、免除の申請は、世帯単位、年度単位で、7月までに申請をすれば当該年度の保険料免除が申請できる取扱いであったことが確認できることから、申立人は昭和53年度に引き続いて、申立人の妻の分と一緒に免除申請したものと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立期間のうち、①については、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和45年3月から国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、52年8月に払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続

を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間①については、国民年金手帳記号番号が同時期に払い出されている申立人の妻についても、申立期間は未納であり、A市が保管する被保険者名簿においても、保険料を納付したことを示す記録は無く、申立期間は納付されなかったとみるのが相当である。

さらに、申立期間のうち、③及び④については、A市の被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳でも、申立期間が免除である旨の記録は見当たらない上、申立人は、申立期間直前の期間の国民年金保険料を納付しており、妻と一緒に納付や申請免除をしていたとは考えにくいことから、申立人は申立期間の免除申請をしなかったとみるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間の保険料の納付若しくは申請免除を受けていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当する者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、申請免除を受けていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月から平成 2 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 12 月まで

私は、24 歳から家業の印刷業を手伝い、国民年金に加入して国民年金保険料は家族一緒に納付してきた。保険料については源泉徴収票に保険料が控除されていることが記載されている。未納期間とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、②昭和 63 年 5 月から平成 2 年 12 月までについては、申立人が提出した元年の給与所得者の保険料控除申告書及び 2 年の源泉徴収票において、社会保険料控除額として国民年金保険料額が記載されており、その記載金額は、申立期間の保険料額とも一致している上、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の両親は、申立期間について保険料をすべて納付しており、一緒に納付していたとする申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間のうち、①昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までについては、申立人から提出された 62 年の源泉徴収票に社会保険料控除額として記載されている国民年金保険料額は、納付済期間である同年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の保険料に相当する額のみであり、また、63 年の源泉徴収票では、同様に同年 4 月の保険料額に相当する 1 か月分のみが記載されていることから、申立期間について納付した記載とはなってい

ない。

さらに、A市が国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間①について申立人が同市において国民年金の被保険者として管理されていなかったことを示す「登載なし」となっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から平成2年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月
② 昭和53年11月から54年3月まで
③ 昭和55年5月から58年1月まで
④ 昭和58年6月

私は、申立期間当時、会社を退職したら国民年金へ加入し、A区の実家にいるときは母親と一緒に国民年金保険料を納付していた。保険料を納付できない経済的な事情は特に無く、結婚し転居した後も同様である。

また、免除の承認を受けていた月分を追納するなど、未納月が有るとは考えられないため、調査し、納付済期間へ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、④昭和58年6月については、1か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金に加入以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付するとともに、免除期間について追納するなど申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、B市の保管する国民年金収滞納リスト及び社会保険庁のオンライン記録により申立期間④直前の4か月は納付済みであり、直後の1年9か月については免除期間であったが、昭和60年6月17日に一括で追納していることが確認できる上、同市では未納保険料について納付書を発行して納付勧奨していたことが確認できることから、申立人は当該申

立期間④の保険料について過年度納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、①、②及び③の期間については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年4月にB市C区で払い出されているが、同市の国民年金収滞納リストによれば、同年2月の保険料が同年3月30日に納付書により金融機関で納付されていることが確認できることから、申立人が国民年金に加入したのは同年2月であると考えられ、この時点では申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間①、②及び③の期間について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

私は、昭和49年5月20日にA町役場に婚姻届を提出し、住民登録及び国民健康保険の手続と同時に国民年金の新規加入の手続をし、国民年金保険料をさかのぼって納付することができるとの説明を受けたため、20歳からの保険料を同町役場で一括納付し、半券のような領収書もらった記憶が有る。新婚旅行のために両親からもらった小遣いが3万円ほど残っていたので、それで納めた。その際、夫が「よくお金を持っていたね。」と言っていたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和45年9月から49年3月までについては、申立人は、同年5月に婚姻届及び住民登録等の手続をB県C郡A町（現在は、D市）で行った際、国民年金の加入手続を行い、新婚旅行のために両親からもらった小遣いが3万円ほど残っていたので、一括して納付したとしており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日が同年同月30日であることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この当時、第2回目の特例納付が実施されていた時期であり、当該期間の国民年金保険料を、過年度分及び特例納付により納

付した場合の保険料額と申立人が納付したとする金額とはおおむね一致している上、保険料を納付した際、同行していた申立人の夫は、申立人が国民年金の加入手続と3万円ほどの保険料を納付していたと証言しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間のうち、昭和44年9月から45年8月までについては、
i) 申立人が、当該期間の国民年金保険料も含め、すべての申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付した場合、保険料額は4万円余であり、納付したとする金額とは相違すること、ii) 申立人は、44年9月から45年2月までは学生の期間であり、任意の資格であること、iii) 同年3月から同年8月までは厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の保険料は、納付しなかったとみるのが自然である。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和44年9月から45年8月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間②に係る事業所における資格取得日は、昭和44年4月16日、資格喪失日は45年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から36年2月20日まで
② 昭和43年から46年の間のうちの約12か月間
③ 昭和49年ごろから52年の間のうちの約12か月間

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①のA株式会社に勤務した昭和35年10月1日から36年2月20日の期間、申立期間②のB株式会社に勤務した43年から46年の間のうちの約12か月間及び申立期間③のC工場に勤務した49年ごろから52年の間のうちの約12か月間の記録が無いとの回答があった。

申立期間①については姉と一緒に勤務し、姉には厚生年金保険の加入記録があるのに私には無いこと、また申立期間②については当該事業所に勤務して厚生年金保険料を給与から控除された記憶があること、申立期間③については別の時期ではあるが当該事業所に同じように勤務した姉に記録があり私には無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はDの氏名で申立てに係るB株式会社に勤務したと主張しているため、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生

年金保険被保険者名簿を確認したところ、D名の記録が存在している上、申立人は当該事業所の申立期間当時の所在地及び作業場の状況を正確に記憶しており、その記憶が当時の同僚等の供述と一致していること、申立人の写真を見た当時の同僚が、「写真の人はDさんである。」と供述していることから、申立人がD名で当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録において、昭和19年生まれのD名で確認できる記録は、B株式会社に係る44年4月16日から45年4月1日の間の記録のみである。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年4月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記社会保険事務所の被保険者名簿の記録により、4万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、同僚及び申立期間にA株式会社に勤務していた申立人の親族の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、上記同僚及び親族の供述においても申立人の勤務期間は明確ではない。

また、事業主に照会しても、申立期間当時の給与明細書、関連資料等は保管されていないため、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は確認できず、健康保険番号にも欠番が無いため、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、事業主及び同僚の供述並びに独立行政法人Eの運営するF共済契約の記録から、申立人がC工場に勤務していたことは認められるものの、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、事業主に照会しても、申立期間当時の給与明細書、関連資料等は保管されていないため、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、申立事業所に係る独立行政法人EのF事業本部に照会しても、厚

生年金保険被保険者のみが同機構の被共済者であるとは言えないとの回答である。

加えて、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は確認できず、健康保険番号にも欠番が無いため、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から同年8月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年3月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月25日から同年9月12日まで
年金記録を確認したところ、昭和38年2月25日から同年9月12日まで、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。私は、同年2月25日から勤務していた記憶があり、同年9月12日以前に勤務していたことを示す給与証明書も所持しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与証明書等の資料により、申立人が昭和38年3月4日から株式会社Aに継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、昭和 38 年 2 月 25 日から同年 3 月 3 日までの期間については、申立人の所持している給与証明書に就職年月日が同年 3 月 4 日と記載されており、申立期間当時の同僚に照会しても、3 月 3 日以前に当該事業所に勤務していた事実は確認できず、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの期間、56年7月から同年9月までの期間、57年1月から同年6月までの期間及び60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成15年7月及び同年8月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで
③ 昭和57年1月から同年6月まで
④ 昭和60年10月から同年12月まで
⑤ 平成15年7月及び同年8月

私は、昭和50年12月にA区役所で国民年金への任意加入の手続を行った後、国民年金保険料については、区役所の保険年金係で納付していたので、申立期間①、②、③及び④が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間⑤については、平成15年6月まで免除されていたので、社会保険事務所は、たとえ私が免除申請を怠ったとしても、免除申請を認めるべきであり、未納となってしまったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間①から④までについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間①から④の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したとしているが、B市における保険料収納方法は、昭和57年3月までは集金人による収納であり、同年4月以降は納付書発行による金融機関での自主納付であったことから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、B市の国民年金収滞納リストにおいて未納となっており、これは、社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、申立期間⑤については、申立人は、平成15年6月まで免除されていたので、国民年金保険料が免除されるべき期間であると主張しているが、申請免除の期間は平成14年度より7月から翌年の6月までとなったが、免除期間の終了後、引き続き免除を希望する場合、申請書の提出を要しないこととされたのは、17年度からである上、申立人自身、申立期間については保険料の免除申請手続きを行っていないとしており、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできず、申立期間⑤の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から56年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から56年7月まで

私は、結婚前の20歳のときに親が国民年金の加入手続をしてくれ、結婚後もしばらくは母親が国民年金保険料を納付してくれた記憶がある。社会保険庁の記録では国民年金の加入が昭和56年8月18日になっているが、同年9月28日まで長女がA病院に入院していたため、B市にはいなかったため、この日に国民年金に加入することはできない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が20歳になった時点から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月に払い出されているが、当時、申立人の夫は共済年金の被保険者であったことから、申立人の国民年金の被保険者資格は任意となり、任意加入の場合、さかのぼって保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、B市が昭和51年以降の国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストにおいて、56年7月までは、申立人をB市が

国民年金被保険者として管理していないことを示す「登載なし」及び「未資格期間」とされており、申立人は申立期間の保険料を納付しなかったとみるのが相当である。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び同年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和42年7月から45年3月まで

私の国民年金については、母親によると亡父が加入手続きをしてくれ、国民年金保険料も父親が両親の分と兄と私の分とを併せて納めてくれていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、加入手続きや保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の父親が、家族4人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人の父親以外の3人は昭和36年9月であるものの、申立期間について、特例納付及び過年度納付により納付していることが、社会保険事務所において保管している国民年金保険料領収済通知書で確認できるのは申立人の母親のみであり、申立人の兄については同年4月から38年3月までの期間の保険料は未納であり、同年4月からは厚生年金保険に加入しているなど、申立内容と符合しない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者

はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年1月までは、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となることはできず、仮に国民年金保険料を納付していた場合、厚生年金保険と国民年金の記録が統合された時点で国民年金保険料は申立人に還付されることになるが、その事実は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 56 年 3 月まで

母親は、私の将来のことを考えて、私が 20 歳になったときから国民年金に加入し、母親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。母からは、当時、A 区役所から来ていた保険料の集金人が、集金した保険料を区役所に入金していなかったことが発覚したと聞いた。領収書は残っていないが、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は 20 歳になった昭和 50 年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記号番号から 57 年 1 月ごろに払い出されていることが確認でき、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間となり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期では無い上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人は、申立人の母親は申立人が 20 歳になった昭和 50 年

に国民年金の加入手続を行い、一緒に申立人の保険料を納付したと主張しているが、申立人の母親が国民年金に加入したのは社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から51年2月ごろと推認され、申立人が20歳になった50年7月から一緒に保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私の父親は国民年金保険料の集金を行っていたこともあり、国民年金のことは理解しており、①の期間は、父親の保険料と一緒に私の分も納付していた。②の期間は妻が私の分の保険料を納付していた。納付の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①昭和36年4月から41年3月までについては、申立人は、当時、国民年金保険料の集金業務に携わっていた申立人の父親が、一緒に保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父親については、国民年金が45年1月から49年12月までの5年年金であることが確認できるなど、申立内容とは符合しない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の当初の国民年金手帳記号番号は、A市B区で昭和43年8月に払い出されており、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認されるが、この時点において申立期間①は時効により納付できず、申立期間①の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付の時期ではない上、申立人から

も特例納付したとの主張は無い。

- 3 申立期間②昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までについては、申立人は国民年金 C 社会保険事務所から発行された 44 年 4 月から同年 6 月までの期間が記入された「納付書・領収証書」を所持しているが、保険料納付を示す領収印が無い上、当時居住していた A 市 B 区が保管する国民年金被保険者名簿において現年度納付された記録が無いなど、申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 44 年 11 月に D 市でも夫婦連番で払い出されており、この時点で納付可能な過年度保険料はすべて納付されている上、申立人の妻も申立期間②については保険料が未納である。

- 4 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、平成19年8月10日に社会保険事務所に対して国民年金納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答があった。しかし、私は、昭和44年に独立して事業を行い、A公庫の融資を受けるため、B信用保証協会に公的領収書として税金、国民健康保険料と共に、国民年金保険料の領収書を添付し提出した記憶が有る。申立期間は保険料を納付していたので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろ、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は52年5月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人からは保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人は、事業資金の融資をA公庫から受けるため、B信用保証協会に融資の保証を得るのに必要な書類として納税等の領収書を提出した際、国民年金保険料の領収書を添付した記憶が有ると主張しているが、同協会は「申請の際に提出を求めているのは、府県民税及び市町村民税に滞納が無いことを示す資料であって、国民年金保険料の納付を示

す領収書等は求めていなかった。」としており、申立内容とは符合しない。

さらに、C市の被保険者名簿においては、申立人は申立期間の国民年金保険料は未納であり、このことは社会保険庁の記録とも一致している上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの期間、37年3月から40年3月までの期間及び同年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和37年3月から40年3月まで
③ 昭和40年9月から48年3月まで

私は、昭和40年9月ごろA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月集金人に100円から300円ほどの国民年金保険料を48年3月まで納付し、小さい領収書をもっていた記憶が有り、未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月ごろ国民年金に加入したと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、51年3月に払い出されていることが、社会保険事務所に保管する国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付し、領収書をもっていたと主張しているが、A市の保険料収納方法は、基本的には3か月ごとの集金であり、51年3月までは国民年金手帳に印紙を貼付し^{ちょう}検認する方法であったことが確認できることから、申立内容とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
父親は既に亡くなっており、はっきりしたことは記憶に無いが、私が 20 歳になった際に国民年金に加入し、国民年金保険料を払ってくれていたように思う。申立期間について、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、20 歳になった際に申立人の父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月ごろ払い出されていることが確認でき、このころに国民年金への加入手続が行われたものと推認でき、申立人の国民年金の加入資格は、54 年 2 月 13 日に任意加入していることが社会保険事務所の特殊台帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の父親が国民年金の加入手続をしたと主張する A 市 B 区で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の記載が無い上、同市の国民年金収滞納リストにおいても申立期間については「登載

なし」とされ、申立人は被保険者として管理されていないことから申立内容は不自然である。

加えて、申立人の氏名について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 43 年 2 月に A (株) B 工場に採用され、同年 6 月から C 県の同社 D 工場に配属になった。同年 9 月まで同工場に勤務した後、再び同社 B 工場への配属の辞令を受けて以降同工場で勤務した。

同年 6 月から同年 9 月までの間が厚生年金保険の加入期間となっていないが、その間同社 D 工場で働いたことは間違いなく、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、E 市にあった A 株式会社の社員寮に住んでいた等、具体的な記憶を有していることから、申立人が申立期間において同社 D 工場に勤務していた可能性はあるが、同社の人事担当部局に照会したところ、同社に保管されている人事関係資料では、申立人の二度の同社 B 工場における勤務期間が社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立人が申立期間当時に同社 D 工場に勤務した事実を示す記録が見当たらない上、同僚等に照会を行っても申立人が同社 D 工場に勤務していた事実を裏付ける供述を得られないことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において A 株式会社 D 工場において勤務していた事実及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社 D 工場の健康保険厚生

年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記録は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

加えて、雇用保険被保険者記録においても、申立期間にA株式会社D工場において雇用保険の被保険者であった記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A株式会社と株式会社Bはともにレンタカーの会社で、A株式会社の経営が不振になり、株式会社Bが経営を引き継いだ。申立期間当時、A株式会社C営業所で勤務していて会社の名前が変更されたのは知っていた。昭和 45 年 2 月から 46 年 12 月末まで途切れることなく勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A株式会社又は株式会社Bのいずれかで厚生年金保険被保険者であったと主張している点について、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に株式会社Bに勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 46 年 9 月 1 日からであり、それ以前の申立期間に同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていたA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日は昭和 46 年 7 月 31 日となっており、それ以後の申立期間に申立人の氏名の記載は無い上、同年 8 月に健康保険証が返納された記録が確認できる。

さらに、申立人と同様にA株式会社において昭和 46 年 7 月 31 日に厚

生年金保険の資格を喪失している上司及び同僚2人についても、株式会社Bにおける厚生年金保険の資格取得年月日は同年9月1日となっており、申立人と同様に2か月の未加入期間が生じているが、その上司及び同僚のうち1人は、この2か月については厚生年金保険には加入していなかった旨の供述をしている。

加えて、A株式会社は、登記簿によると既に解散しており、当時の役員等の所在も不明であり、また、株式会社Bについても、登記簿では既に解散しており、同社の元代表取締役等に照会したものの、当時の資料は保管していないことから、各々の事業所において、申立期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 13 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 30 日まで
② 昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年まで
③ 昭和 23 年から 24 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 13 年 4 月から 19 年 7 月までの期間は A 株式会社に勤務し、このうち、14 年以降は同社 B 支店に勤務した。また、22 年 5 月から 23 年までの期間は C 社に、同年から 24 年 10 月 30 日までの期間は D 株式会社に、それぞれ勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、いずれの申立期間についても厚生年金保険被保険者であった記録は無いとの回答を受けたので、これらの期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A 株式会社に係る申立期間①のうち、昭和 17 年 6 月前の期間については労働者年金保険法制定前であり、同年 6 月から 19 年 7 月までの期間については、労働者年金保険法に基づき、男子筋肉労働者のみが保険料徴収の対象となっていた期間となっており、一般事務職及び女子に対する厚生年金保険料の徴収は、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日公布）施行後の 19 年 10 月 1 日に開始されたことから、厚生年金保険料が給与から控除されていたとする申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、昭和 14 年以降の期間については、A 株式会社 B 支店（申立人は、A 株式会社 B 支店は、E 国 F 市に所在したと述べている。）に勤務していたと述べており、同事業所は、日本国外に所在していたこ

とから、厚生年金保険法は適用されていなかった。

なお、社会保険事務所のA株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社本社が健康保険の適用事業所となった昭和15年11月1日から19年7月30日までの期間において申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の番号に欠番は無い。

さらに、事業主に、申立てに係る事実について照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用等について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間当時の同僚であったと申し立てている6人については、いずれも所在が不明であるほか、社会保険事務所のA株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和15年11月1日から19年7月30日までの期間に被保険者資格を取得した同僚についてもすべて所在が不明であるため、同僚から申立人の申立期間における勤務実態等について供述を得ることはできない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 C社（「C社」は、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び法人登記から、「株式会社G」であると推認できる。）に係る申立期間②については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和24年2月4日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、C社は、昭和30年6月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、法人登記に係る記録から、法人は同年11月30日に解散し、32年3月27日には清算が終了しており、元事業主等役員の所在が不明であるため、元事業主等役員に、申立てに係る事実を照会することはできない。

さらに、申立人が当時の同僚であったと申し立てている4人については、いずれも所在が不明であり、同僚から申立人の申立期間における勤務実態等について供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認で

きる資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 D株式会社に係る申立期間③については、同僚から、申立人は昭和23年ごろに同社に勤務していた旨の供述が得られ、申立人が同社に勤務したことは推認できるが、同社は、46年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、元事業主等役員の所在が不明であるため、元事業主等役員に、申立人の厚生年金保険の適用及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について照会を行うことはできない。

また、申立人は、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

さらに、社会保険事務所のD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の番号に欠番は無いことから、同社において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで
② 昭和 45 年 6 月 11 日から同年 11 月 24 日まで
③ 昭和 50 年 3 月 11 日から 53 年 9 月 30 日まで
④ 昭和 58 年 7 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで

私は、18 歳のときから A 工場で働いており、途中で退職したこともなく、雇用保険も受給したこともない。厚生年金保険に加入したのは、同工場が厚生年金保険に新規適用となった昭和 40 年 4 月から 60 年 4 月ごろまでである。被保険者記録照会回答票には納得できないので、改めて調査の上厚生年金保険被保険者の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A 工場に係る申立期間①、②及び③については、同工場の事業を継承した B 株式会社の事業主及び同僚の供述から、当該申立期間に勤務していたことは認められるが、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届によると、事業主保管の届出書と社会保険庁の記録はおおむね一致しているため、申立期間において申立人が厚生年金保険被保険者であった事実は確認できない。

また、B 株式会社の事業主に照会したところ、「申立人は当時の事業主（申立人の祖父の兄弟）と同居していたが、当時の事業主は亡くなっており個人経営の時代の資料は残っていないので情報提供できない。厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかも分からない。」と回答していることから、申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていた事実は確認できない。

- 2 A工場に係る申立期間④については、同工場の事業を継承したB株式会社の事業主に照会したところ、「申立人が退職した日は社会保険事務所に厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出している昭和58年7月1日（昭和58年6月30日退職）であり申立期間は当該事業所を退職した後の期間である。」と回答していることから、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについては確認できない。

また、申立期間④について、当該事業所の同僚に照会しても、申立人の申立てに係る事実を確認するための供述を得ることができなかった。

- 3 全申立期間について、当該事業所の同僚に照会しても、申立期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていた事実に係る供述を得ることができなかった。

また、申立人の全申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、全申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 6 月 30 日まで

A株式会社B製作所に在職中に召集を受けて出征し、終戦後の昭和 21 年 5 月に復員、同年 6 月に退職届を出した。出征中は家族に対し、会社から「臨時兵役手当」の送金があり「引去り」の項目には「年金保険料」もある。さらに、終戦後も私が退職するまでは家族への送金があったが、厚生年金保険は 20 年 9 月 1 日に資格喪失となっている。したがって、21 年 6 月の退職までの期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している、A株式会社B製作所から申立人の妻に送付された送金案内から、申立期間において申立人が当該事業所と雇用関係にあったこと、及び当該事業所から家族へ送金があったことは確認できるが、その明細を見ると申立期間には年金保険料が控除された記載が無いため、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、A株式会社の社史には、昭和 20 年 9 月の連合国軍総司令部一般命令第一号により、一切の軍需工業が禁止され、規模の縮小を迫られたために人員の大整理を数回に分けて断行した旨の記載があり、申立人に係る被保険者原票に「20 9 1 解雇」との記載があることから、終戦時に軍需工場であった当該事業所が解体され、申立人を含む多数の従業員が一括して解雇扱いとなったことがうかがえる。

さらに、昭和 17 年に A 株式会社 B 製作所において厚生年金保険の資格を取得した従業員について、社会保険庁の記録を調査したところ、ほとんどの者が 20 年 5 月 15 日もしくは同年 9 月 1 日に資格喪失している。このうち、申立人と同様に同日に資格喪失している元従業員に当時の状況等について照会したところ、申立人と同様に在職中に出征し、終戦時にはまだ帰国していなかったものの、厚生年金保険が同年 9 月 1 日で資格喪失となっている者が複数いたことから、当時軍需会社であった同社が出征していた多数の従業員について同年 9 月 1 日をもって厚生年金保険の適用から外した取扱いを行ったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月10日から31年8月31日まで
私は、A製作所（現在は、B株式会社。以下同じ。）の募集広告を見てC県で面接を受けた後、昭和28年8月から31年8月までD百貨店（当該百貨店の屋上等）に派遣されてソフトクリームの販売をしていた。当時常勤で雇用されていたため、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A製作所の派遣先であるE株式会社の当時の従業員の供述から、申立人が同製作所に勤務していたことは推認できるが、同製作所の現在の事業主に照会したところ、「申立人に係る申立期間は個人経営の時代であり関係資料等はなく、私は小さかったので当時のことは分からないが、E株式会社の要請により複数の百貨店に10人前後の職員を派遣していたと聞いている。」と回答しているため、申立てに係る事実を確認できない。

また、A製作所の申立期間当時の従業員に照会したところ、「私も入社後5年間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当時、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A製作所が厚生年金保険の新規適用になった日は昭和29年8月1日であり、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において

申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をA製作所の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
② 平成 9 年 7 月 21 日から同年 11 月 18 日まで

私は、申立期間①については、株式会社Aにおいて先に辞めたはずの同僚に自分より後の厚生年金保険加入記録があることに納得できない。上記建築事務所を辞めてすぐに有限会社Bに勤務したが5か月の空白期間があるのが納得できない。

申立期間②については株式会社Cを辞めてすぐにハローワークに行き、ハローワークの紹介で、2、3日後に半袖シャツで面接に行き就職したのに、平成9年11月からの厚生年金加入記録となっているのが納得できない。

上記の理由から両申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aに係る申立期間①については、申立期間以前の昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで申立人に係る厚生年金保険の加入記録があるが、当該期間については、雇用保険の加入期間と一致している上、当該事務所に係る社会保険庁の記録によると申立人の健康保険証が同年 11 月に返還されたことが確認できるため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入は確認できない。

また、申立期間当時の株式会社Aの事業主は既に亡くなっており、株式会社Aからも申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得る

ことはできなかった。

さらに、申立人が「自分よりも先に株式会社Aを辞めた。」と記憶している、申立期間に株式会社Aで勤務していた同僚2人に照会しても「申立人が先に辞めた。」と供述しているため、申立期間において申立人が同社に勤務していた事実は確認できない。

- 2 有限会社Bに係る申立期間①については、当該事務所で保管されていた申立期間当時の出勤簿及び同僚等の供述により、申立人が少なくとも昭和63年11月1日から有限会社Bに勤務していたことは認められるが、社会保険庁の記録において当該事務所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は平成元年4月1日であることから、申立期間において当該事務所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、有限会社Bに照会したところ、当該事務所が社会保険に加入したのは平成元年4月1日であり、それ以前の申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している上、当該事務所で保管されていた出勤簿及び賃金台帳においても申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚も「有限会社Bの厚生年金加入は平成元年4月1日であったので、それ以前については国民年金保険に加入していた。また申立人は当初アルバイトとして勤務していた。」と供述していることから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。

- 3 株式会社Dに係る申立期間②については、雇用保険の記録並びに申立期間当時の役員及び同僚の供述により、申立期間のうち平成9年8月18日から同年11月18日の期間については、申立人が同社に勤務していたことは認められるが、複数の役員が、「申立期間当時、株式会社Dでは3か月間を試用期間とする取扱いがあり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていない。また申立人についても採用面接時に試用期間について説明しているはずである。」と供述しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間当時の株式会社Dの複数の同僚に照会したところ、上記役員の供述と同様、申立期間当時、同社では3か月間以上の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していないことを認めている。

- 4 申立人は両申立期間について、給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、両申立期間において、申立ての事業所に係る社会保険庁の記録を確認しても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。